

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第14回 裁判所と司法権（4）

#### 6. 司法権の限界

- ・ 裁判所は、「法律上の争訟」であっても、(1) 憲法がその裁判権を司法裁判所以外の機関に授権しているもの、(2) 国際法上、裁判所が裁判できないとされるもの、(3) 事柄の性質上、裁判所による裁判に適しないとされるもの（議院自律権に属する行為（警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和37年3月7日民集16巻3号445頁））、自由裁量行為、統治行為（砂川事件最高裁判決（最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁））、苫米地事件最高裁判決（最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁））、団体の内部事項に関する行為）については、取り扱わない。
- ・ 統治行為論の論拠としては、それに対して司法審査を行うことにより生ずる混乱を回避するために裁判所が自制すべきであるという見解と、高度の政治性を帯びた行為を政治的に無責任な裁判所はそもそも本来的に審査できないという見解とが対立している。
- ・ 富山大学事件最高裁判決（最判昭和52年3月15日民集31巻2号234頁）で採用された部分社会の法理（一般市民法秩序と直接関係しない純然たる内部紛争は、すべて司法審査の対象にならないという考え）に対しては、学説は、まったく支持していない。

#### ○ 警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和37年3月7日民集16巻3号445頁）

与野党が激しく衝突していた第19回国会で、1954（昭和29）年6月、野党は、会期延長に激しく反発し、延長を議決するための会議を開催させないようにするため、衆議院議長を議場に入れないよう物理的な抵抗を講じた。議長は議場で会期延長を宣し、議場内には賛成の拍手があった。野党側が会期延長は無効であるとして欠席する中で、すでに衆議院を通過していた新警察法案（従来の市町村警察の制度を廃止し、これを都道府県警察に組織変更することを内容とするもの）が参議院でも可決され、成立した。この警察法に基づく大阪府の支出をめぐる住民訴訟で、Xは、衆議院の会期延長の議決と参議院の警察法案の議決が無効であると主張した。

最高裁判所は、警察法が「両院において議決を経たものとされ適法な手続によつて公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない」と判示して、Xの請求を棄却した。

#### ○ 苫米地事件最高裁判決（最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁）

衆議院議員であったX（苫米地義三）は、1952（昭和27）年8月28日の衆議院解散（いわゆる抜き打ち解散）によって、その地位を失った。そこで、Xは、(1) 衆議院の解散は日本国憲法69条所定の内閣不信任決議を待たなければならぬのに、この解散は7条のみを根拠としてなされたことと、(2) 解散についての天皇に対する内閣の助言と承認のための適宜な閣議を欠いていたことを理由に、この解散が違憲無効であるとして、Y（国）に対し、衆議院議員としての資格の確認を求めるとともに、任期満了までの歳費を求める訴訟を提起した。

最高裁判所は、「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であつても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきである」と述べたうえで、衆議院の解散は、統治行為にあたり、裁判所の審査の対象外であると判示した（Xの請求を棄却した）。

○ 富山大学事件最高裁判決（最判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 卷 2 号 234 頁）

富山大学経済学部の学生 X<sub>1</sub>らと同学部の専攻科の学生 X<sub>2</sub>は、1966（昭和 41）年度に同学部教授 A が開講していた講義等を受講していた。ところが、A による成績評価に不正疑惑が生じたため、Y<sub>1</sub>（富山大学経済学部長）は、A の授業担当を停止し、代替科目を受講するよう指示した。しかし、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>らは、指示に従わず A の授業を受講し続け、A も、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>らについて合格の判定を行い、成績票を提出した。しかし、A の授業は正式なものではなかったため、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>らに対して当該科目の単位授与の認定はなされず、加えて X<sub>2</sub>は専攻科修了の認定もなされなかった。そこで、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>（富山大学長）らに対して、X<sub>1</sub>らは単位不認定の違法確認等を、加えて X<sub>2</sub>は専攻科修了の未決定の違法確認等を求めて訴えを提起した。

最高裁判所は、「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であつて、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に特別の規定がない場合でも、学則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な権能を有し、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから、このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものであらず、一般市民法秩序と直接の関係の有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである」と判示したうえで、X<sub>1</sub>らについての単位授与の認定行為は、一般市民法秩序と直接の関係の有するものではないとして、裁判所の審判対象とはならないが、その一方で、X<sub>2</sub>についての専攻科修了の認定は、学生に対して国公立大学の利用を拒否することが、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものになるので、審判対象となると判示した。

## Quiz

Q14 司法権の限界に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 裁判所は、法令の形式的審査権をもつので、両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている法について、法制定の議事手続に関する事実を審理してその有効無効を判断することができる。
2. 衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であつて、その法律上の有効無効を審査することは、衆議院の解散が訴訟の前提問題として主張されている場合においても、裁判所の審査権の外にある。
3. 大学における授業科目の単位授与行為は、一般市民法秩序と直接の関係の有するので、大学が特殊な部分社会を形成しているとしても、当該行為は、大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきではなく、裁判所の司法審査の対象になる。
4. 自律的な法規範をもつ社会ないしは団体にあつては、当該法規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としないものがあり、地方公共団体の議会の議員に対する除名処分はそれに該当し、その懲罰議決の適否は裁判権の外にある。
5. 政党は、議会制民主主義を支える上で重要な存在であり、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなす自由を保障しなければならないので、政党が党员に対してした処分には、一般市民法秩序と直接の関係の有するか否かにかかわらず、裁判所の審判権が及ばない。

（平成 24 年度特別区職員 I 類採用試験）